

学校法人昭和大学寄附行為施行細則

(目 的)

第1条 この施行細則は、学校法人昭和大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）を実施するために定める。

(職員評議員の定義)

第2条 寄附行為第9条第1項第2号のこの法人の職員である評議員とは、第19条第2項第1号及び第4号に規定する評議員をいう。

(理事の選任方法)

第3条 寄附行為第9条第1項第2号に規定する理事は、寄附行為第19条第2項第1号、第3号及び第4号の評議員により選出し、評議員会においてこれを選任する。

2 寄附行為第9条第1項第2号の規定により選任される理事のうちには、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の者が含まれるよう選出するものとする。

3 寄附行為第9条第1項第4号に規定する理事は、4学部各同窓会から提出された4学部各同窓会に届出のあった候補者の名簿のうちから理事会が推薦し、評議員会において選任する。

(役員任期の定義)

第4条 寄附行為第12条第1項に規定する役員任期は、寄附行為第9条第1項第1号の規定により理事となる者を除き、寄附行為第24条に規定する3月の評議員会開催日を始期とし、前述の評議員会開催日から4年後の3月評議員会開催日の前日を終期とする。

(監事の選任方法)

第5条 寄附行為第10条に規定する監事のうち4名以内は、理事会が推薦する候補者を評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事のうち少なくとも1名は、卒業生選出の者をもってこれにあてるとし、4学部各同窓会から提出された4学部各同窓会に届出のあった候補者の名簿のうちから理事会が推薦し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

3 監事を4名とする場合、そのうち1名は常勤とする。

(評議員の選任方法)

第6条 寄附行為第19条第2項第1号に規定する評議員は、次の区分にしたがって選出するものとする。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 医学部に属する教育職員のうちから | 9名以内 |
| (2) 歯学部に属する教育職員のうちから | 3名以内 |
| (3) 薬学部に属する教育職員のうちから | 3名以内 |
| (4) 保健医療学部に属する教育職員のうちから | 3名以内 |
| (5) 富士吉田教育部に属する教育職員のうちから | 3名以内 |
| (6) 第1号から第5号に規定する教育職員以外の職員のうちから | 3名以内 |

2 寄附行為第19条第2項第1号に規定する評議員は、次の構成員からなる委員会が理事会に候補者を推薦し、理事会においてこれを選任する。

(1) 評議員（寄附行為第19条第2項第1号及び第4号に規定する評議員）のうち、理事を除いた者の中から互選により選ばれた者10名

(2) 昭和大学長（寄附行為第19条第2項第3号に規定する評議員）

(3) 評議員（寄附行為第19条第2項第1号、第4号、第5号及び第6号に規定する評議員）にして理事である者のうちから、互選により選ばれた者5名

3 前項第1号の委員10名は、次の区分により選出する。

(1) 医学部に属する教育職員のうちから 2名

(2) 歯学部に属する教育職員のうちから 2名

(3) 薬学部に属する教育職員のうちから 2名

(4) 保健医療学部に属する教育職員のうちから 2名

(5) 富士吉田教育部に属する教育職員のうちから 1名

(6) 第1号から第5号に規定する教育職員以外の職員のうちから 1名

第7条 寄附行為第19条第2項第2号に規定する評議員は、4学部各同窓会から推薦された寄附行為第19条第2項第2号に規定する最大定数の候補者のうちから、4学部各同窓会長の意見を参考にして、理事会において選任する。

（評議員の任期の定義）

第8条 寄附行為第21条第1項に規定する評議員の任期は、寄附行為第19条第2項第3号に規定する者を除き、寄附行為第24条に規定する3月の評議員会開催日を始期とし、前述の評議員会開催日から4年後の3月評議員会開催日の前日を終期とする。

附 則

1. この施行細則は、昭和53年9月7日から施行する。
2. この施行細則は、平成3年8月9日から施行する。
3. この施行細則は、平成7年7月24日から施行する。
4. この施行細則は、平成18年1月20日から施行する。
5. この施行細則は、平成18年5月26日から施行する。
6. この施行細則は、平成21年9月9日から施行する。
7. この施行細則は、平成23年10月26日から施行する。
8. この施行細則は、平成28年4月1日から施行する。
9. この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。
10. この施行細則は、令和2年5月26日から施行する。
11. 昭和53年9月7日施行の寄附行為申合せ事項は、平成3年8月9日をもって廃止する。